処 分 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第４号

所管課　　産業政策課

法　令　名	貸金業法	法令の番号	昭和５８年法律第３２号
手　続　名	業務改善命令	根拠条項	第２４条の６の３

処分基準

貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

（業務改善命令）
第二十四条の六の三　内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

対応区分	①　聴聞の実施 ②　弁明の機会の付与	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課		目次NO	４３